日本一アツイまちキャラクターアチチうなぎ「しまッチ」の使用に関する要綱

（趣旨）

第１条

　この要綱は、日本一アツイまちキャラクターアチチうなぎ「しまッチ」のデザイン（以下「しまッチ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用承認の申請等）

第２条

　しまッチの使用を申請しようとする者は、「キャラクター使用承認申請書」を有限責任事業組合LLPしまんと（以下「LLPしまんと」）に提出しなければならない。

　ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

1. 報道機関等が、報道の目的で使用する場合
2. その他LLPしまんとが適当と認める者が、使用する場合

２　前項の承認は、「キャラクター使用承認通知書」により行うものとする。

３　LLPしまんとは、申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることかできる。

（使用料）

第３条

　しまッチの使用に関し、商品、景品及び広告等、収益を上げることを目的として作成し、使用する場合の使用料は有償とする。

　有償使用の場合の使用料の額は、別表において定めるところにより算定した額とする。

　ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる

1. 四万十市内の業者、団体等がしまッチデザイン①を平面で使用する場合
2. その他、LLPしまんとが適当と認める者が使用する場合

（使用の許諾）

第４条

　LLPしまんとは、第２条の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、しまッチの使用を許諾するものとする。

 （１）四万十市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

 （２）しまッチのイメージを損なうおそれのあるとき。

 （３）立体物で、その形状等がしまッチの立体物と認められないとき。

 （４）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

 （５）宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき。

 （６）その他しまッチの使用が適当でないと認められるとき。

２　LLPしまんとは、しまッチの使用を許諾するときは、使用承認通知書をもって使用申請者に通知するものとする。

３　LLPしまんとは、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

４　LLPしまんとは、使用を許諾しないときは、使用不許諾通知書により、使用申請者に通知するものとする。

（使用料の納付）

第５条

　使用料は、次に掲げる各号の区分に応じ、各号の定める時期に算定する。

1. 製造物等申請時に総量が確定するものは、原則として申請時点で一括し

　て算定する。

1. 申請時に総量を確定することが困難なものは、一定の期間を定め、その

　期間ごとに使用料を算定する。

1. 使用者は、前項の規定による使用料の算定後、LLPしまんとが発行する

　通知書により、LLPしまんとが指定する期日までに使用料を支払うものとす

　る。

（使用料の不還付）

第６条

　納付した使用料は、還付しない。ただし、LLPしまんとが必要があると認めた場合は、その全部または一部を還付することができる。

（許諾内容の変更）

第７条

　しまッチを使用する者（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたしまッチの使用内容を変更しようとするときは、「キャラクター使用内容変更承認申請書」をLLPしまんとに提出し、その許諾を得るものとする。

２　LLPしまんとは、しまッチの使用内容の変更を許諾する場合には、使用内容変更許諾通知書により、使用者に通知するものとする。

３　LLPしまんとは、しまッチの使用内容の変更を許諾しない場合には、使用内容変更不許諾通知書により、使用者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

 第８条

　使用者は、次の各号に掲ける事項を遵守しなければならない。

（１）許諾された内容により使用すること。

（２）許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。

（３）許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。

（４）しまッチの使用が、LLPしまんとの都合により使用停止や変更がなされた場合において、損害賠償その他の請求及び権利の主張を行うことはできない。

（損失補償等の責任）

第９条

　LLPしまんとは、しまッチの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第１０条

　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別にLLPしまんとが定める。

 附　則

１　この要綱は、平成２６年５月１日から施行する。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 内容 | 使用料 |
| 商品 | 販売を目的として製造する物品及びその物品の広告 | 小売価格（消費税及び地方消費税を含まない。）×製造個数×５％ |
| 景品 | 商品等の販売促進を目的とした物品及びその物品の広告 | 案件ごとに双方が協議して決定する額 |
| 広告 | 商品、事業等の情報を広く宣伝するもの | 案件ごとに双方が協議して決定する額 |
| その他 | 上記以外のもの | 案件ごとに双方が協議して決定する額 |